

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 9 月まで

申立期間当時は、A社で働いていた。年金や保険は会社任せだったので、自分で手続をした覚えは無いが、健康保険証を使った記憶があり、年金についても、会社が入ってくれていると同僚から聞いたことがある。同社は厚生年金保険の適用事業所になっていないと聞いたが、そうだとすれば、国民年金に加入させてくれていたのだと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 52 年 9 月について、申立人は、B町に転入する際に国民年金の加入手続を行ったとしており、事実、同町の国民年金被保険者名簿から、申立人が同年 9 月 30 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立人が、昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できるところ、前述のとおり、申立人は同年 9 月 30 日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、同年 9 月分の納付書についても発行されていたと考えられるため、同月分の保険料を納付せずに、10 月以降の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、当該期間の国民年金保険料の納付記録は、申立人が平成 21 年 12 月に社会保険事務所（当時）で納付記録の照会を行った際に判明したものであり、当時の行政側の記録管理に不備があった可能性も考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 52 年 8 月までの期間について、

申立人は、勤務先のA社が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、手続はすべて会社任せだったとしており、具体的な証言が得られない上、当時の同僚の名前も覚えていないとしていることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、当該期間において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、当該事業所が所在していたとするC区に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年12月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から9年3月まで

国民年金保険料の免除申請の手続については、市役所から来ていた年配の人をお願いしていたが、申立期間は夫のみが免除の記録になっており、私の方は未納とされている。夫婦で一緒に申請していたのに、私だけが免除承認となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年12月から9年3月までについて、申立人は、その直後である平成9年度及び10年度の国民年金保険料に係る免除申請を、その夫と同日に行っていることがオンライン記録で確認できることから、夫婦一緒に免除申請を行っていたとするその主張には信憑性が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年1月に払い出されるとともに、当該期間について、その夫は申請免除期間となっていることから、申立人は、同年1月に国民年金の加入手続とともに保険料の免除申請を行い、7年12月から承認を受けていたと考えるのが自然である。

2 申立期間のうち、平成5年4月から7年11月までについて、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料の免除申請の手続をしていたと主張しているが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは8年1月であり、これ以前の期間については、申立人は国民年金の被保険者ではなかったことから、免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る市の国民年金被保険者名簿とオンライン

記録に齟齬^{そご}は無く、ほかに申立期間について、免除の承認を受けていたことが確認できる資料は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成7年12月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

栃木国民年金 事案 760

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月

昭和 56 年 8 月末に会社を退職した後、市役所に出向いて国民年金の加入手続きを行い、保険料を銀行又は郵便局で納めていたので、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 8 月末に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したとしており、事実、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、同年 11 月に年金手帳が交付されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、昭和 56 年 9 月から同年 12 月までの保険料は納付済みとなっているとともに、57 年 2 月から厚生年金保険に加入していることから、1 か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間以外に未納は無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続きを適正に行っていることも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成7年11月1日から8年9月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち平成7年10月11日から同年11月1日までの申立期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月11日から8年9月1日まで

年金記録では、平成7年11月1日以降の標準報酬月額が18万円となっているが、給与支払明細書で確認したところ、20万円以上の給与が支給されており、厚生年金保険料も記録以上の金額が控除されている。また、厚生年金保険の被保険者期間が同年11月からとなっているが、同年10月支給分の給与から保険料が引かれている。これらはすべて給与支払明細書で確認できるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、申立人に係る平成7年11月から8年8月までのA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月23日以降の同年10月29日付けで、さかのぼって18万円に減額訂正されていることが確認でき、当該期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚17名いずれについても、申立人と同様に標

準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は当該期間当時、役員ではなかったことが確認でき、当該事業所においてB職として勤務し、社会保険に係る事務は行っていなかったとしているとともに、申立期間に係る雇用保険の加入歴を有していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり、平成7年11月から8年8月までは、22万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成7年10月11日から同年11月1日までの期間について、オンライン記録によれば、A社は、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所としての記録が無いものの、同社は法人の事業所であり、当該期間についても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、雇用保険の記録により、申立人は同年10月11日から当該事業所に継続して勤務していたことが確認でき、申立人が所持する給与明細書により、同年10月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成7年10月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主にこれを確認することはできないものの、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に当該届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年6月1日から13年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、11年6月から同年9月までは50万円、同年10月から12年9月までは28万円、同年10月から13年9月までは34万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年1月1日から同年3月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年1月は24万円、同年2月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月1日から14年3月31日まで

ねんきん定期便の記録では、標準報酬月額が当時の給与支給額や厚生年金保険料控除額に比べてかなり低くなっているため正しい記録に直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年6月1日から13年10月1日までの期間の申立人のA社における標準報酬月額については、当初、11年6月から同年9月までは50万円、同年10月から12年9月までは28万円、同年10月から13年9月までは34万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、いずれも15万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、当該事業所の役員を含む29人の厚生年金被保険者のうち、26人が申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、当該事業

所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、事業主は、当時、保険料を滞納していたことを認めており、複数の同僚も、「当時、当該事業所は経営不振に陥っており、保険料を滞納していた。」と証言をしている。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により役員ではなかったことが確認でき、元同僚からは、「申立人はB業務であった。」との証言を得ていることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり11年6月から同年9月までは50万円、同年10月から12年9月までは28万円、同年10月から13年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）において15万円と記録されているところ、当該処理については、^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成14年1月1日から同年3月1日について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成14年1月は24万円、同年2月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成13年10月1日から14年1月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額が、申立人が提出し

た給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と一致していることから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から同年9月30日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が著しく低くなっていることに納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年9月30日以降の同年10月4日付けで、さかのぼって20万円に減額訂正されている上、申立期間当時、3人であった当該事業所における厚生年金保険の被保険者のうち、申立人以外の事業主を含めた他の2人についても、同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿から、申立人が申立期間当時、当該事業所において取締役ではなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人はB業務の担当をしていたので、社会保険手続の事務には関与していない。」との証言が得られていることから、申立人が当該遡^{そきゆう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、不納欠損整理簿の記載から、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

栃木厚生年金 事案 1127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から同年11月1日まで

昭和26年4月4日にA社に入社してから、平成13年6月8日に退職するまで、関連会社間で転勤はしたが、途中で退職したことはない。申立期間については、同社B支店に籍をおき、C社に出向していたものの、関連会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事辞令書、雇用保険の加入記録及び事業主の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B支店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「正式な辞令交付日は、昭和38年12月11日であるが、実際には申立期間の前年の37年からA社B支店に在籍しながら、C社に出向していた。C社における厚生年金保険の被保険者資格の取得については、当時、同社で社会保険事務を担当していたので、38年11月1日付けで、自ら届出を行ったものである。」としていることから、申立人のA社B支店における資格喪失日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年9月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の届出等の状況は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月2日から同年11月6日まで

昭和52年10月にB社からA社へ異動したが、その間、日を空けることなく継続して勤務していた。業務内容や勤務形態に変更は無く、申立期間の厚生年金保険加入記録が確認できないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び事業所の回答から、申立人は申立てに係る関連事業所に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和52年9月下旬にB社において異動辞令を受け、同年10月初旬に異動したとしていること、及び複数の元同僚も同様の証言をしていることから、申立人に係るA社における資格取得日を同年10月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年11月のオンラインの記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和52年11月6日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月30日から同年8月1日まで

A社に昭和29年2月20日から41年4月25日まで継続して勤務していたのに、年金記録では、同社B工場から本社へ異動して勤務していた期間のうち、申立期間が空白となっているのは納得できない。工場長に本社に手伝いに行くように指示され、本社には3、4か月いたはずである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の同社B工場から同社本社に異動した際の説明及び同社本社へは3、4か月間勤務していたとの供述から、昭和36年6月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社本社における昭和36年8月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和52年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿により、当該事業所は、59年12月2日に解散していることが確認でき、申立期間当時の事業主及び役員を特定できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年11月1日から同年12月1日までの期間、18年1月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から18年9月1日まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間の厚生年金保険料納付額と、給与明細書の厚生年金保険料控除額とが相違しているため、給与明細書に記載されてあるとおりの正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成17年11月、18年1月、同年2月、同年4月及び同年7月について24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年9月、同年10月、同年12月、18年3月、同年5月、同年6月及び同年8月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことが確認できることから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和42年4月1日、資格喪失日は45年2月16日であると認められることから、申立期間に係る資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から43年9月までは1万6,000円、同年10月から44年9月までは1万8,000円、同年10月から45年1月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から45年2月16日まで

昭和42年3月にA社に入社し、45年2月に退社するまで同社に継続して勤務し、正社員としてB業務やC業務の仕事をしていた。厚生年金保険被保険者証を持っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証から、申立人は、昭和42年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録では、申立人の当該事業所における被保険者資格の取得日は昭和42年3月11日、離職日は45年2月15日となっており、申立人が申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

さらに、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票は見当たらないものの、昭和42年4月1日から43年2月1日までの被保険者資格取得分の同原票において2人分の健康保険の整理番号が欠番となっており、前述の申立人に係る事実を踏まえると、当該欠番の中に申立人に係る被保険者原票があったものと考えられることから、社会保険事務所（当時）において何らかの事務的な誤りにより、申立人に係る被保険者原票が欠落した可能性が認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚等の当該事業所におけるオンライン記録により、昭和42年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から43年9月までは1万6,000円、同年10月から44年9月までは1万8,000円、同年10月から45年1月までは2万円とすることが妥当である。

栃木国民年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳当時、学生だったが、母親が将来のためにと国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと聞いているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親から聴取したところ、まとめて保険料を納付した記憶はあるが、加入手続については覚えていないとしていることから、申立期間における国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得日は平成 3 年 4 月 1 日となっているとともに、オンライン記録により、同年 4 月から 5 年 2 月までの保険料を 3 年 4 月 30 日に納付していることが確認できることから、その母親が申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料の納付を始めたのは、同年 4 月であったと考えられる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から平成元年 3 月までの期間、2 年 3 月、3 年 3 月、及び 4 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から平成元年 3 月まで
② 平成 2 年 3 月
③ 平成 3 年 3 月
④ 平成 4 年 3 月

学生であった申立期間①当時、20 歳になったときに父の勧めで自宅近くの公民館で国民年金の加入手続を行い、その場で昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月までの保険料を納付し、その後も平成元年 3 月まで保険料を納めていた。また、申立期間②、③及び④については、それぞれ、申立期間の直前まで臨時職員として勤務していた A 事業所で、国民年金の手続をしてきていたと思う。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、自宅近くの公民館で国民年金の加入手続を行い、その場で昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月までの保険料を納付したとしているが、年金手帳の交付方法や、納付したとする保険料額は覚えていないとしており、また、これ以降の期間である同年 4 月から平成元年 3 月までの保険料についても、どのように納付したか覚えていないとしているなど、当時の記憶はあいまいと見受けられる。

また、申立人が居住していた市に聴取したところ、申立期間当時、公民館で国民年金の加入手続を行った場合、納付書は後日郵送していたと回答している。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は臨時職員として勤務しており、1年単位の契約期間が満了し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する各年3月について、勤務先のA事業所が給与から国民年金保険料を控除し、納付してくれていたのではないかとしているが、具体的な手続については覚えていないとしている。

また、申立人が勤務していたA事業所、及び臨時職員に係る厚生年金保険の手続を行っていたB事業所に聴取しても、国民年金の手続を代行する取扱いは行っていなかったとしている。

3 すべての申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないことから、申立人が国民年金の被保険者であったことが確認できず、このほかに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 10 月 16 日まで
② 平成 6 年 10 月 16 日から同年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社における平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 10 月 16 日までの標準報酬月額は 8 万円となっており、実際の給与額と大きく相違している。また、6 年 12 月末日まで在職していたにもかかわらず、同年 10 月 16 日が資格喪失日となっている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 1 月から同年 12 月までは 53 万円、6 年 1 月から同年 9 月までは 30 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 30 日以降の同年 12 月 8 日付けで、さかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか 2 人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における平成 6 年 10 月 16 日の厚生年金保険の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 30 日以降の同年 12 月 8 日付けで処理されていることが確認でき、申立人のほか 7 人についても同様の資格喪失処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、登記簿謄本により、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人の弟である元事業主は、「当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員から滞納保険料を減らす処理方法として、保険料の訂正処理の話聞いた覚えがある。手続についてはよく覚えていないが、私が行ったと思う。」と証言するとともに、「申立人は経理責任者であったため、訂正処理の話についても知っていたと思う。」と証言している上、元従業員は、「申立人は、社長の姉であったので、ほとんどのことを取り仕切っていた。申立人が知らなかったことは無かったのではないか。」としており、その他の複数の同僚からも同様の証言を得ていることから、申立人はA社の取締役であり、経理責任者として同社の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有してしていたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の取締役であり、経理責任者として社会保険事務についても権限を有しており、自らの標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理及び資格喪失処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額、及び申立期間②における資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。